

公益財団法人静岡県グリーンバンク
緑化ボランティア研修（地域コース）支援事業実施要領

（趣旨）

第1条 この要領は、公益財団法人静岡県グリーンバンクの緑化ボランティア研修（地域コース）支援事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要領において「緑化ボランティア研修（地域コース）支援事業」とは、グリーンバンクの支店が主催もしくは、関係する緑化団体と共催で県民の緑化意識の高揚を図り、地域の緑化活動への参加を促すため実施する、研修会・講演会等に掛かる経費の一部に対し支援する事業をいう。

（支援の内容）

第3条 この事業による支援の内容は、支店が行う次の各号に掲げる経費を補助する。

- (1) 講師料（旅費含む）
- (2) 会場費
- (3) 材料費
- (4) 資料作成費
- (5) その他、グリーンバンク理事長（以下「理事長」という。）が特に認める経費

2 前項の支援の限度額は、各支店当たり1年間で10万円とする。（千円未満切捨て）

（交付の申請）

第4条 本事業による支援を受けようとするグリーンバンク支店長（以下「支店長」という。）は、様式第1号による交付申請書に事業計画書を添えて理事長あてに提出しなければならない。

（交付の決定）

第5条 理事長は、前条の申請書を受理したときには、内容を審査した上で、事業の効果等を考慮して支店長に対し当該補助金の交付決定を様式第2号により通知するものとする。

（補助金交付の方法）

第6条 補助金は、補助事業の完了検査に合格したものに交付する。

ただし、事業を円滑に実行するため特に必要な場合で、事業の執行が確実と認められる場合は前払いすることができる。

2 前払いの額は、補助金額の70%以内とする。（千円未満切捨て）

（補助金の請求）

第7条 補助金の請求は、補助金請求書（様式第4号）または補助金前払請求書（様式第5号）を理事長に提出して行うものとする。

2 研修会の参加者から参加費などを徴収した場合は、請求金額からその金額を差引いた金額を上限としての請求とする。（10万円以内で）

（実績報告書の提出）

第8条 支店長は、当該事業完了後、速やかに、次の各号に掲げるものを理事長に提出しなけ

ればならない。

(1) 実績報告書（様式3号）

(2) 事業に要した経費の支払いに必要な（10万円を限度額とした）請求書

ア グリーンバンクから支店へ支払う場合（様式4-1号）

イ グリーンバンクから支店ではない団体へ支払う場合（様式4-2、4-3号）

2 理事長は請求書に基づき、請求先へ速やかに支払いを行うものとする。

附則

この要領は、平成24年度事業から適用する。

この要領は、平成25年度事業から適用する。

この要領は、平成25年10月1日から適用する。

この要領は、平成26年度事業から適用する

この要領は、平成28年度事業から適用する